

## 阿賀野市教育委員会告示第16号

阿賀野市学習用タブレット等貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月25日

阿賀野市教育委員会

教育長 小泉明美

阿賀野市学習用タブレット等貸与規程の一部を改正する規程

阿賀野市学習用タブレット等貸与規程（令和3年阿賀野市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「借用申請書及び承諾書」を「学習用タブレット端末の利用における同意書（以下「同意書」という。）」に改める。

第9条第1項中「借用申請書」を「同意書」に改める。

第10条第1項中「学年に応じた貸出備品に」を削る。

第13条第2項を削る。

第14条を次のように改める。

（損害賠償）

第14条 前条の場合において、粗雑に扱ったり、先生及び保護者の指示に従わずして使用したりしたことにより亡失又は損傷したとき、若しくは第三者に損害を負わせたときは、修繕費等の原状復旧に要する費用は、保護者の負担とする。

附 則

この告示は、令和7年12月25日から施行し、改正後の阿賀野市学習用タブレット等貸与規程の規定は、令和7年12月1日から適用する。